

## 市第 135 号議案

神奈川県新子安一丁目所在土地と同所在市有土地との交換

次のように財産を交換する。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

## 1 交換する財産の表示

## (1) 交換受け財産

土地

所 在	地 目	地 積	評 価 額
神奈川県新子安一丁目36番の1	宅 地	15,286.39 m <sup>2</sup>	6,018,251,743 円

## (2) 交換渡し財産

土地

所 在	地 目	地 積	評 価 額
神奈川県新子安一丁目24番の3及び24番の4	学 校 用 地	7,424.59 m <sup>2</sup>	3,452,434,350 円

## 2 交換差金

横浜市は、三菱地所レジデンス株式会社に、2,565,817,393 円を支払う。

## 3 交換の相手方

東京都千代田区大手町1丁目6番1号

三菱地所レジデンス株式会社

代表取締役 脇 英美  
社 長

提 案 理 由

財産を交換したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案する。

**参 考**

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第7号から第15号まで及び第2項省略）

# 交換に係る土地位置図



凡 例	
— — — — —	町 界
	交換受け財産
	交換渡し財産